

# 奈良市公報

第 3 3 1 号

(平成28年 7 月分)

平成29年 1 月 4 日印刷発行  
発行所 奈 良 市 役 所  
発行人 奈 良 市 長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春 日

## 目 次

### 規 則

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ○奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則……………         | 2  |
| 告 示                                 |    |
| ○一般競争入札の実施（7件）……………                 | 8  |
| ○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………    | 9  |
| ○放置自転車等の処分……………                     | 9  |
| ○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… | 9  |
| ○障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………   | 10 |
| ○児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………     | 10 |
| ○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… | 10 |
| ○奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱……………           | 11 |
| ○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………  | 11 |
| ○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………          | 12 |
| ○生活保護法の規定による施術者の指定……………             | 13 |
| ○奈良市税外債権回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項……………   | 14 |
| ○一般競争入札の実施……………                     | 14 |
| ○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表……………          | 14 |
| ○街区の新設……………                         | 18 |
| ○放置自転車等の保管……………                     | 18 |
| ○住居番号の設定……………                       | 19 |
| ○開発行為に関する工事の完了……………                 | 19 |
| ○町の区域の変更……………                       | 19 |
| ○交付要求通知書及び納期限変更告知書の公示送達……………        | 19 |
| ○放置自転車等の保管……………                     | 19 |
| ○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………  | 19 |
| ○生活保護法の規定による医療機関の指定……………            | 20 |
| ○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………     | 20 |
| ○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………  | 20 |
| ○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………          | 20 |
| ○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………     | 21 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ○生活保護法の規定による施術者の指定……………            | 21 |
| ○公募型プロポーザルの実施……………                 | 21 |
| ○放置自転車等の保管……………                    | 22 |
| ○認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る公告……………       | 22 |
| ○一般競争入札の実施（2件）……………                | 22 |
| ○奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更……………       | 23 |
| ○奈良市勤労者総合福祉センターの休館……………            | 23 |
| ○一般競争入札の実施……………                    | 23 |
| ○住居番号の変更……………                      | 23 |
| ○道路の位置指定……………                      | 23 |
| ○生活保護法の規定による施術者の指定……………            | 23 |
| ○放置自転車等の保管（2件）……………                | 24 |
| ○予防接種の実施の一部改正……………                 | 24 |
| ○一般競争入札の実施（4件）……………                | 24 |
| ○公有財産の売払い（2件）……………                 | 25 |
| ○一般競争入札の実施……………                    | 26 |
| ○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定……………   | 26 |
| ○一般競争入札の実施……………                    | 26 |
| ○放置自転車等の保管……………                    | 26 |
| ○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………           | 26 |
| ○一般競争入札の実施……………                    | 27 |
| ○生活保護法の規定による医療機関の指定……………           | 27 |
| ○放置自転車等の保管……………                    | 27 |
| ○開発行為に関する工事の完了……………                | 27 |
| ○奈良市税外債権回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項……………  | 27 |
| ○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………           | 28 |
| ○都市計画事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧（3件）……………   | 28 |
| ○放置自転車等の保管……………                    | 28 |
| ○放置自転車等の処分……………                    | 28 |
| ○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………    | 29 |
| ○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………         | 29 |
| 監 査                                |    |
| ○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等……………      | 30 |
| 公 営 企 業                            |    |
| ○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………           | 30 |
| ○一般競争入札の実施……………                    | 30 |
| ○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… | 30 |
| ○一般競争入札の実施……………                    | 30 |
| ○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………         | 31 |

## 消 防

○消防法の規定による命令……………31

## 教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………31

○臨時教育委員会の開催……………31

## 農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………32

○定例総会の招集……………32

○農地部会及び農政部会の部会委員の互選……………32

○農地部会長及び農政部会長の選任……………33

○農地副部会長及び農政副部会長の選任……………33

○農地部会の招集……………33

第4号様式（第15条関係）

（1枚目：一般納付用）

## 規 則

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成28年7月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第57号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則  
奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）  
の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

## 年度 国民健康保険料決定通知書

奈良市

|  |
|--|
|  |
|--|

右記のとおり納めてください。

年 月 日

奈良市長

印

| 記号番号                  | 調定コード |       |
|-----------------------|-------|-------|
| 年間保険料 (A) + (B) + (C) |       |       |
| 基礎 賦 課 額 (A)          |       |       |
| 後期高齢者支援金等賦課額 (B)      |       |       |
| 介護納付金賦課額 (C)          |       |       |
| 普通徴収                  |       |       |
| 期 別                   | 納 付 額 | 納 期 限 |
| 6月期(第1期)              | 円     | 年 月 日 |
| 7月期(第2期)              | 円     | 年 月 日 |
| 8月期(第3期)              | 円     | 年 月 日 |
| 9月期(第4期)              | 円     | 年 月 日 |
| 10月期(第5期)             | 円     | 年 月 日 |
| 11月期(第6期)             | 円     | 年 月 日 |
| 12月期(第7期)             | 円     | 年 月 日 |
| 1月期(第8期)              | 円     | 年 月 日 |
| 2月期(第9期)              | 円     | 年 月 日 |
| 3月期(第10期)             | 円     | 年 月 日 |

保険料算定については、基礎賦課額、後期高齢  
者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額保険料  
決定明細をご参照ください。

(注)裏面に国民健康保険料の賦課の根拠、納付義務者、徴収猶予、減免、不服申立て、納期等について記載する。

(1枚目:口座振替納付用)

| 年度 国民健康保険料決定通知書 (口座振替)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                            | 奈良市        |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--|-------|----------|--|-------|----------|--|-------|----------|--|-------|-----------|--|-------|-----------|--|-------|-----------|--|-------|----------|--|-------|----------|--|-------|-----------|--|-------|
| <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">右記の納付額を指定された金融機関の預貯金口座より振替します。<br/>保険料算定については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額<br/>及び介護納付金賦課額保険料決定明細をご参照ください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">奈良市長</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">印</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 記号番号                                                                                                                                                       | 調定コード      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 年間保険料 (A)+(B)+(C)                                                                                                                                          |            |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 基礎 賦 課 額 (A)                                                                                                                                               |            |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 後期高齢者支援金等賦課額 (B)                                                                                                                                           |            |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 介護納付金賦課額 (C)                                                                                                                                               |            |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 普通徴収                                                                                                                                                       |            |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>期 別</th> <th>納 付 額</th> <th>納期限(振替指定日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6月期(第1期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>7月期(第2期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>8月期(第3期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>9月期(第4期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>10月期(第5期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>11月期(第6期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>12月期(第7期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>1月期(第8期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>2月期(第9期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>3月期(第10期)</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> |                                                                                                                                                            |            | 期 別                             | 納 付 額  | 納期限(振替指定日)                                                                                                                                                 | 6月期(第1期) |  | 年 月 日 | 7月期(第2期) |  | 年 月 日 | 8月期(第3期) |  | 年 月 日 | 9月期(第4期) |  | 年 月 日 | 10月期(第5期) |  | 年 月 日 | 11月期(第6期) |  | 年 月 日 | 12月期(第7期) |  | 年 月 日 | 1月期(第8期) |  | 年 月 日 | 2月期(第9期) |  | 年 月 日 | 3月期(第10期) |  | 年 月 日 |
| 期 別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 納 付 額                                                                                                                                                      | 納期限(振替指定日) |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 6月期(第1期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 7月期(第2期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 8月期(第3期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 9月期(第4期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 10月期(第5期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 11月期(第6期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 12月期(第7期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 1月期(第8期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 2月期(第9期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| 3月期(第10期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            | 年 月 日      |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 50%;">あなたの<br/>指定された<br/>金融機関と<br/>預貯金口座</td> <td style="width: 50%;">取扱金融機関</td> </tr> <tr> <td> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">口座番号</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">口座名義人</div> </td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                            |            | あなたの<br>指定された<br>金融機関と<br>預貯金口座 | 取扱金融機関 | <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">口座番号</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">口座名義人</div> |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
| あなたの<br>指定された<br>金融機関と<br>預貯金口座                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 取扱金融機関                                                                                                                                                     |            |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">口座番号</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 2px;">口座名義人</div> |            |                                 |        |                                                                                                                                                            |          |  |       |          |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |           |  |       |           |  |       |          |  |       |          |  |       |           |  |       |

(注)裏面に国民健康保険料の賦課の根拠、納付義務者、徴収猶予、減免、不服申立て等について記載する。

(1枚目:特別徴収用)

| 年度 国民健康保険料決定通知書 (特別徴収)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                   | 奈良市   |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------|--|-----------|-------|-------------|---------|--|---------|--|---------|--|-------------|----------|--|----------|--|---------|--|-----|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">右記の保険料を世帯主の年金から特別徴収により徴収します。<br/>保険料算定については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額<br/>及び介護納付金賦課額決定明細をご参照ください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">奈良市長</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">印</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 記号番号              | 調定コード |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 年間保険料 (A)+(B)+(C) |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 基礎 賦 課 額 (A)      |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 後期高齢者支援金等賦課額 (B)  |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 介護納付金賦課額 (C)      |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 特別徴収              |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>期別(年金支払月)</th> <th>保 険 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">仮<br/>徴<br/>収</td> <td>第1期(4月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2期(6月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3期(8月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本<br/>徴<br/>収</td> <td>第4期(10月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5期(12月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6期(2月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |                   |       |  | 期別(年金支払月) | 保 険 料 | 仮<br>徴<br>収 | 第1期(4月) |  | 第2期(6月) |  | 第3期(8月) |  | 本<br>徴<br>収 | 第4期(10月) |  | 第5期(12月) |  | 第6期(2月) |  | 合 計 |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 期別(年金支払月)         | 保 険 料 |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
| 仮<br>徴<br>収                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第1期(4月)           |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第2期(6月)           |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第3期(8月)           |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
| 本<br>徴<br>収                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第4期(10月)          |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第5期(12月)          |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第6期(2月)           |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |
| 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |       |  |           |       |             |         |  |         |  |         |  |             |          |  |          |  |         |  |     |  |  |

(注)裏面に国民健康保険料の賦課の根拠、納付義務者、徴収猶予、減免、不服申立て、納期等について記載する。

(2枚目:一般納付用、口座振替納付用)

特別徴収

| 仮<br>徴<br>収<br><br>本<br>徴<br>収 | 期別(年金支払月) | 保 険 料 |
|--------------------------------|-----------|-------|
|                                | 第1期(4月)   | 円     |
|                                | 第2期(6月)   | 円     |
|                                | 第3期(8月)   | 円     |
|                                | 第4期(10月)  | 円     |
|                                | 第5期(12月)  | 円     |
|                                | 第6期(2月)   | 円     |
|                                | 合 計       | 円     |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 特別徴収義務者<br>(年金保険者) |  |
| 特別徴収対象年金           |  |

(注)余白に特別徴収の根拠及び翌年度の仮算定分保険料の説明、裏面に国民健康保険料の不服申立て、問合せ先等について記載する。

(3枚目)

基礎賦課額保険料決定明細

| 賦 課 基 準 額         | 所得割率  | 所得割額① |
|-------------------|-------|-------|
| 円                 | 100分の | 円     |
| 均 等 割 額 ②         |       | 円     |
| 平 等 割 額 ③         |       | 円     |
| 合 計 ① + ② + ③ = ④ |       | 円     |

|                          |       |         |
|--------------------------|-------|---------|
| 市条例第16条(保険料の減額) 減額割合10分の |       |         |
| 均等割額⑤                    | 平等割額⑥ | 減額⑤+⑥=⑦ |
| 円                        | 円     | 円       |

限 度 超 過 額 ⑧ 円

|             |   |
|-------------|---|
| 差 引 保 険 料 額 | 円 |
| ④ - ⑦ - ⑧ ⑨ | 円 |

(注)余白に基礎賦課額保険料の算定及び減額について、裏面に後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険料の減額の説明等について記載する。

(4枚目)

後期高齢者支援金等賦課額保険料決定明細

| 賦課基準額     | 所得割率                   | 所得割額① |
|-----------|------------------------|-------|
|           | 円 <sup>100</sup><br>分の | 円     |
| 均等割額②     |                        | 円     |
| 平等割額③     |                        | 円     |
| 合計①+②+③=④ |                        | 円     |

|                          |       |         |
|--------------------------|-------|---------|
| 市条例第16条(保険料の減額) 減額割合10分の |       |         |
| 均等割額⑤                    | 平等割額⑥ | 減額⑤+⑥=⑦ |
| 円                        | 円     | 円       |

限度超過額⑧ 円

差引保険料額  
④ - ⑦ - ⑧ ⑨ 円

(注)余白に後期高齢者支援金等賦課額保険料の算定及び減額について、裏面に国民健康保険資格の届出等について記載する。

(5枚目)

介護納付金賦課額保険料決定明細

| 賦課基準額   | 所得割率                   | 所得割額① |
|---------|------------------------|-------|
|         | 円 <sup>100</sup><br>分の | 円     |
| 均等割額②   |                        | 円     |
| 合計①+②=③ |                        | 円     |

|                          |     |     |
|--------------------------|-----|-----|
| 市条例第16条(保険料の減額) 減額割合10分の |     |     |
| 均等割額④                    | 減額④ | = ④ |
| 円                        |     | 円   |

限度超過額⑤ 円

差引保険料額  
③ - ④ - ⑤ ⑥ 円

(注)余白に介護納付金賦課額保険料の算定及び減額について、裏面に国民健康保険料の納め方について記載する。

(6枚目)

世帯で国民健康保険に加入している人の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。

| 国民健康保険加入者氏名 | 加入期間 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 所得割の算出基礎<br>賦課基準額 | 保険料 |
|-------------|------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-------------------|-----|
|             | 4    | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |                   |     |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |
|             |      |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 円                 | 円   |

(注) 余白に国民健康保険(後期高齢者支援)及び介護保険(第2号被保険者)加入状況の基準日、加入期間の説明等について記載する。

(7枚目：一般納付用)

| 年度 国民健康保険料領収済通知書(奈良市) ㊟ |          |               |   |                          |   |    |   |   |   |   |
|-------------------------|----------|---------------|---|--------------------------|---|----|---|---|---|---|
| 口座番号                    |          | 金額            | 千 | 百                        | 十 | 万  | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 加入者名                    | 奈良市会計管理者 | 納期限           |   |                          |   | 備考 |   |   |   |   |
| 記号番号                    |          | 調定コード         |   | 期別                       |   |    |   |   |   |   |
| 保険料額                    |          | 延滞金額          |   | 領収日付印                    |   |    |   |   |   |   |
| 納付義務者 住所氏名              |          | 収納代行          |   |                          |   |    |   |   |   |   |
|                         |          | (奈良市/CVS本部保管) |   |                          |   |    |   |   |   |   |
|                         |          | 取金り機と併用       |   | 南都銀行 入振貯金専用センター 539-8784 |   |    |   |   |   |   |

| 納入 国民健康保険料 書(奈良市) ㊟ |          |  |  |
|---------------------|----------|--|--|
| 口座番号                |          |  |  |
| 金額                  |          |  |  |
| 加入者名                | 奈良市会計管理者 |  |  |
| 納付義務者名              |          |  |  |
| 年 度                 |          |  |  |
| 記号番号                |          |  |  |
| 調定コード               | 期別       |  |  |
| 保険料額                | 円        |  |  |
| 延滞金額                | 円        |  |  |
| 納 期 限               |          |  |  |
| 領 収 日 付 印           |          |  |  |
|                     |          |  |  |

| 国民健康保険料領収証書(奈良市) ㊟ |     |      |          |
|--------------------|-----|------|----------|
| 口座番号               |     | 加入者名 | 奈良市会計管理者 |
| 納付義務者住所・氏名         |     |      |          |
|                    |     |      |          |
| 記号番号               |     | 期別   |          |
| 調定コード              | 年 度 |      |          |
| 保険料額               | 円   |      |          |
| 延滞金額               | 円   |      |          |
| 合計金額               | 円   |      |          |
| 上記のとおり領収しました。      |     |      |          |
| 奈良市会計管理者           |     |      |          |
| (納付義務者保管)          |     |      |          |

(注) 1 裏面に指定金融機関(総括店)の領収日付印の押印欄を設ける。

2 第2期から第10期までについては、この様式に準じる。

別記第14号様式を次のように改める。  
第14号様式（第23条関係）

年度 国民健康保険料申告書（簡易申告書）

年 月 日

（宛先）奈良市長

年中（ 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の所得について、下記のとおり申告します。

|         |   |         |
|---------|---|---------|
| 住 所     |   |         |
| 氏 名     | ㊦ | 生 年 月 日 |
| 電 話 番 号 |   |         |

|         |  |
|---------|--|
| 記 号 番 号 |  |
| 01      |  |
| 賦 課 年 度 |  |
| 02      |  |
| 整 理 番 号 |  |
| 03      |  |

収入があった方は、太枠内を記入してください。

| 収 入 の 種 類          | 収 入 金 額 | 必 要 経 費 | 所 得 金 額 |  |
|--------------------|---------|---------|---------|--|
| 給与収入(パートやアルバイトも含む) |         |         | 12      |  |
| 課税年金（国民・厚生等）       |         |         | 15      |  |
| 非課税年金(障害・遺族等)      |         |         |         |  |
| その他（ ）             |         |         |         |  |
| 総 所 得 金 額          |         |         | 05      |  |

収入がなかった方は、該当する番号を○で囲んでください。

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 1. 預貯金等で生活していた。           | 2. 仕送りで生活していた。 |
| 3. 生活保護を受けていた。            | 4. 病気で働けなかった。  |
| 5. 扶養されていた。―――> 扶養者の 住所   |                |
| (扶養者の住所・氏名・続柄を記入してください。)  |                |
| 氏名                        |                |
| 6. 留学生                    | 続柄             |
| 7. その他(以下に生活状況を記入してください。) |                |
|                           |                |
|                           |                |
|                           |                |
|                           |                |

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市国民健康保険規則別記第4号様式及び第14号様式の規定は、平成28年度分の保険料から適用する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市国民健康保険規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成28年7月28日揭示済)

---

## 告 示

---

**奈良市告示第442号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 入札に付する事項

道路改良工事（下狹川町地内・東部第105号線）ほか17件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年7月1日揭示済)

**奈良市告示第443号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 入札に付する事項

（仮称）平城こども園増築その他工事に伴う建築設計業務委託ほか2件（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年7月1日揭示済)

**奈良市告示第444号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 入札に付する事項

- 物 品 名 高規格救急自動車
- 詳 細 別紙仕様書のとおり
- 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1  
奈良市消防局
- 納入期限 平成29年2月16日
- 担 当 課 奈良市消防局災害対策室消防課  
電話 0742-35-1193

以下省略

(平成28年7月1日揭示済)

**奈良市告示第445号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 入札に付する事項

- 物 品 名 携帯型デジタル簡易無線機（登録局）
- 詳 細 別紙仕様書のとおり
- 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1  
奈良市消防局総務課
- 納入期限 平成28年9月30日
- 担 当 課 奈良市消防局総務課  
電話 0742-35-1199

以下省略

(平成28年7月1日揭示済)

**奈良市告示第446号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 入札に付する事項

- 業 務 名 近鉄大和西大寺駅北口駅前広場整備に伴う営業等補償鑑定調査業務委託
- 業務場所 奈良市西大寺国見町一丁目地内
- 業務期間 契約の日から平成28年11月30日まで
- 業務概要 近鉄大和西大寺駅北口駅前広場整備に伴う営業等補償鑑定業務
- 予定価格 4,430千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限基準価格 3,249千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年7月1日揭示済)

**奈良市告示第447号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 北部会館太陽光発電設備設置その他工事
- (2) 工事場所 奈良市右京一丁目1番地の4
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年3月10日まで
- (4) 工事概要 電気設備工事一式 機械設備工事一式 建築工事一式
- (5) 予定価格 62,960千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 53,350千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年 7 月 1 日揭示済)

奈良市告示第448号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 針テラス情報館太陽光発電設備設置その他工事
- (2) 工事場所 奈良市針町345番地
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年3月10日まで
- (4) 工事概要 電気設備工事一式 建築工事一式
- (5) 予定価格 24,740千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 20,576千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年 7 月 1 日揭示済)

奈良市告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成28年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 事業所番号      | 事業所                  |               | 事業者                  |              | 指 定<br>年月日       |
|------------|----------------------|---------------|----------------------|--------------|------------------|
|            | 所在地                  | 名称            | 法人所在地                | 法人名          |                  |
| 2970107278 | 奈良市学園大和町四丁目174番地     | C C 居宅介護支援事業所 | 奈良市学園大和町四丁目174番地     | C C 介護合同会社   | 平成28年<br>7 月 1 日 |
| 2970107294 | 奈良市上三条町13－4 呉竹ビル 3 階 | 訪問介護事業所紫陽花    | 奈良市上三条町13－4 呉竹ビル 2 階 | 有限会社エースプランナー | 平成28年<br>7 月 1 日 |
| 2970107286 | 奈良市紀寺町684番地メゾン紀寺 4 号 | てんきになあれ。      | 奈良市紀寺町684番地メゾン紀寺 4 号 | 株式会社てるてる・ぼうず | 平成28年<br>7 月 1 日 |

(平成28年 7 月 1 日揭示済)

奈良市告示第450号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成28年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 移動対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288－1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成28年 7 月 1 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年12月3日、同月4日、同月7日、同月8日、同月10日、同月11日、同月17日、同月20日及び同月22日  
(平成28年 7 月 1 日揭示済)

奈良市告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 指定年月日 平成28年7月1日

| 事業所番号      | 事業者          |          |                                | 事業所        |          |                                | サービス種類                 |
|------------|--------------|----------|--------------------------------|------------|----------|--------------------------------|------------------------|
|            | 名称           | 郵便番号     | 住所                             | 名称         | 郵便番号     | 住所                             |                        |
| 2910102512 | 株式会社らくだ福祉会   | 630-8133 | 奈良県奈良市大安寺一丁目2-17ロイヤルコートHAL102号 | 株式会社らくだ福祉会 | 630-8133 | 奈良県奈良市大安寺一丁目2-17ロイヤルコートHAL102号 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 |
| 2910102496 | 株式会社てるてる・ぼうず | 630-8306 | 奈良県奈良市紀寺町684番地メゾン紀寺4号          | てんきになあれ。   | 630-8306 | 奈良県奈良市紀寺町684番地メゾン紀寺4号          | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 |
| 2910102504 | 社会医療法人平和会    | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1              | ショートステイノイエ | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-5-53             | 短期入所                   |
| 2920100290 | 社会医療法人平和会    | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1              | グループホームノイエ | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-5-53             | 共同生活援助<br>(外部サービス利用型)  |

(平成28年7月1日揭示済)

## 奈良市告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

## 1 指定年月日 平成28年7月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 事業所番号      | 事業者    |          |                    | 事業所 |          |                             | サービス種類 |
|------------|--------|----------|--------------------|-----|----------|-----------------------------|--------|
|            | 名称     | 郵便番号     | 住所                 | 名称  | 郵便番号     | 住所                          |        |
| 2930100702 | 株式会社ai | 630-8133 | 奈良県奈良市大安寺一丁目17番13号 | りーべ | 630-8451 | 奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機ビル本館1階 | 計画相談支援 |

(平成28年7月1日揭示済)

## 奈良市告示第453号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項

## 1 指定年月日 平成28年7月1日

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 事業所番号      | 事業者    |          |                    | 事業所 |          |                             | サービス種類  |
|------------|--------|----------|--------------------|-----|----------|-----------------------------|---------|
|            | 名称     | 郵便番号     | 住所                 | 名称  | 郵便番号     | 住所                          |         |
| 2970101263 | 株式会社ai | 630-8133 | 奈良県奈良市大安寺一丁目17番13号 | りーべ | 630-8451 | 奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機ビル本館1階 | 障害児相談支援 |

(平成28年7月1日揭示済)

## 奈良市告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

## 1 廃止年月日 平成28年6月30日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成28年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 事業所番号      | 事業者       |          |                   | 事業所  |          |                    | サービス種類                        |
|------------|-----------|----------|-------------------|------|----------|--------------------|-------------------------------|
|            | 名称        | 郵便番号     | 住所                | 名称   | 郵便番号     | 住所                 |                               |
| 2910100953 | 社会医療法人平和会 | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1 | リバルテ | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-5-53 | 短期入所<br>自立訓練（生活訓練）<br>宿泊型自立訓練 |

(平成28年 7 月 1 日掲示済)

**奈良市告示第455号**

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等(以下「特定空家等」という。)の除却を促進し、市民の安全・安心と居住環境の向上を図るため、特定空家等の除却工事に要する費用について、予算の範囲内で特定空家等除却費用補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内に存し、奈良市空家等対策の推進に関する規則(平成28年奈良市規則第37号)第4条の規定により特定空家等と判断された建築物等(以下「対象物件」という。)を除却する事業であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく奈良県知事による登録を受けた事業者(以下「解体事業者等」という。)により行われる事業であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、対象物件の所有者又は管理者(法人である場合を除く。)であって、次のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 対象物件を除却することに正当な権原を持つ者であること。
- (2) 対象物件が法第14条第3項の措置を命じられていないこと。
- (3) 補助対象事業について、この要綱による補助金及び国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が対象物件を除却する工事に要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて

得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事の見積書(除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、当該工事を行う予定の解体事業者等の押印があるものに限る。)の写し
- (2) 付近見取り図、配置図及び現況写真
- (3) 登記事項全部証明書(土地及び建物。申請日から3箇月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 市税の滞納がないことを確認できる書類
- (5) 第2条第2号に該当することを証する書類
- (6) 第3条第1号に該当することを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事の請負契約書(規則第7条の規定による補助金等交付決定後で、当該工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。)の写し
- (2) 補助対象事業に係る工事費の請求書及び領収書(当該工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。)の写し
- (3) 補助対象事業の完了後の状態が確認できる写真
- (4) 補助対象事業に伴い生じた廃棄物に関する処分証明書の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

2 前項に規定する補助事業等実績報告書の提出は、規則第14条に規定する期日又は補助金等の交付の決定の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

(平成28年 7 月 1 日掲示済)

**奈良市告示第456号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 7 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 指定介護機関      |                           | 廃止した施設又は廃止した事業の種類            | 廃止年月日       |
|-------------|---------------------------|------------------------------|-------------|
| 名称          | 所在地                       |                              |             |
| 開設者         |                           |                              |             |
| 名称          | 主たる事務所の所在地                |                              |             |
| さくら通り薬局     | 奈良県奈良市小西町2－1<br>ジャパンドビル1F | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年7月5日   |
| 駒井 壽美       | 奈良県奈良市大宮町二丁目<br>1－20－401  |                              |             |
| ウエルシア奈良駅前薬局 | 奈良県奈良市大宮町一丁目<br>3－8       | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年11月30日 |
| タキヤ株式会社     | 兵庫県尼崎市北大物町16番<br>7号       |                              |             |

(平成28年7月4日揭示済)

奈良市告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年7月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 指定介護機関            |                                   | 施設又は実施する事業の種類                                                                                                                    | 指定年月日      |
|-------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 名称                | 所在地                               |                                                                                                                                  |            |
| 開設者               |                                   |                                                                                                                                  |            |
| 名称                | 主たる事務所の所在地                        |                                                                                                                                  |            |
| 西奈良メディカルクリニック（医科） | 奈良県奈良市二名平野2－2148－2                | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年10月1日 |
| 医療法人 悠明会          | 奈良県大和郡山市田中町<br>763番地              |                                                                                                                                  |            |
| あそだ内科クリニック        | 奈良県奈良市芝辻町四丁目<br>2－2 新大宮伝宝ビル5F     | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年10月1日 |
| 遊田 泰匠             | 奈良県大和郡山市南郡山町<br>346               |                                                                                                                                  |            |
| さくらい悟良整形外科クリニック   | 奈良県奈良市鶴舞西町1－16 マツヨシビル2F           | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年12月1日 |
| 櫻井 悟良             | 奈良県奈良市雑司町379－1                    |                                                                                                                                  |            |
| 塩田医院              | 奈良県奈良市此瀬町358の1                    | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成28年2月1日  |
| 塩田 國人             | 奈良県奈良市大宮町三丁目<br>2－34 ステイツグラン奈良206 |                                                                                                                                  |            |
| 医療法人 うえしげクリニック    | 奈良県奈良市三条松町17－17                   | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年6月1日  |
| 医療法人 うえしげクリニック    | 奈良県奈良市三条松町17－17                   |                                                                                                                                  |            |

|                                |                                      |                                                                                                                                  |               |
|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 西奈良メディカルクリニック（歯科）              | 奈良県奈良市二名平野 2 - 2148 - 2              | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年10月 1 日  |
| 医療法人 悠明会                       | 奈良県大和郡山市田中町 763番地                    | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年 9 月 1 日 |
| おかだ歯科医院                        | 奈良県奈良市紀寺町414 - 5                     | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年 7 月 6 日 |
| 岡田 貴文                          | 奈良県奈良市西木辻町31 - 1 メゾン西木辻303号          | 居宅 訪問看護<br>居宅 訪問リハビリテーション<br>居宅 通所リハビリテーション<br>居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 訪問看護<br>介護予防 訪問リハビリテーション<br>介護予防 通所リハビリテーション<br>介護予防 居宅療養管理指導 | 平成27年 9 月 1 日 |
| さくら通り薬局                        | 奈良県奈良市小西町 9 川村ビル 1 F                 | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| 駒井 壽美                          | 奈良県奈良市大宮町二丁目 1 - 20 - 401            | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| オレンジ薬局 大安寺店                    | 奈良県奈良市南京終町二丁目1201 - 8                | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| 株式会社プチファーマシスト                  | 大阪府大阪市北区芝田二丁目 8 番10号 光栄ビル 1 階        | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| ならまち薬局                         | 奈良県奈良市小西町25番 1 ファインフラッツ奈良ザ・レジデンス 1 階 | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| 株式会社 中央薬局                      | 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2 - 1400号        | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| ウエルシア薬局 奈良西木辻店                 | 奈良県奈良市西木辻町130番地の 4                   | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| ウエルシア薬局株式会社                    | 東京都千代田区外神田 2 丁目 2 番15号               | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| ウエルシア薬局 奈良駅前店                  | 奈良県奈良市大宮町一丁目 3 - 8                   | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| ウエルシア薬局株式会社                    | 東京都千代田区外神田 2 丁目 2 番15号               | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                                                                                     | 平成27年 9 月 1 日 |
| (平成28年 7 月 4 日揭示済)             |                                      | 定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。                                                                                    |               |
| 奈良市告示第458号                     |                                      | 平成28年 7 月 4 日                                                                                                                    |               |
| 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規 |                                      | 奈良市長 仲 川 元 庸                                                                                                                     |               |
| 指定施術者の氏名                       |                                      | 施術の種類                                                                                                                            | 指定年月日         |
| 施術所の名称                         | 施術所の所在地                              |                                                                                                                                  |               |
| 三口 雄康                          |                                      | あんま                                                                                                                              | 平成28年 6 月 1 日 |
| 朱雀針灸接骨院                        | 奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18                   |                                                                                                                                  |               |

|         |                 |        |           |
|---------|-----------------|--------|-----------|
| 三口 雄康   |                 | はり・きゅう | 平成28年6月1日 |
| 朱雀針灸接骨院 | 奈良県奈良市朱雀三丁目4-18 |        |           |

(平成28年7月4日揭示済)

**奈良市告示第459号**

「奈良市税外債権回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項」を次のとおり定める。

平成28年7月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 業務の目的

奈良市の有する未収債権のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、債権回収業務の外部委託可能な債権を対象として、極めて高い専門的知識及び資格職として様々な権限を有する事業者、債権回収及び回収不能債権の報告書作成等の業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、公平な市民負担の確保及び公正な行財政運営の向上を目的とします。

## 2 業務の名称

奈良市税外債権回収等業務（以下「本業務」という。）  
以下省略

(平成28年7月5日揭示済)

**奈良市告示第460号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成27年4月1日～平成28年3月31日閲覧者（市民課）

平成28年7月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 事業の範囲

委託業務の範囲は以下のとおり。

なお、各委託業務の詳細は、別紙「仕様書」を参照すること。

(1) 臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の窓口相談業務

(2) 臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の事務処理業務

## 2 本入札に付する事項

(1) 業 務 名 「奈良市臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）に関する支給事務業務」

(2) 仕 様 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から平成29年3月31日まで  
以下省略

(平成28年7月5日揭示済)

**奈良市告示第461号**

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年7月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）                   | 請求事由（利用目的）の概要          | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                            |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|-------------------------------------------------------|
| NHK放送文化研究所<br>世論調査部長 重森 万紀<br>-----<br>(株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 平成27年6月全国個人視聴率調査       | 平成27年4月22日 | 二条町三丁目、西大寺国見町二丁目<br>7歳以上の男女<br>(平成20年12月31日生まれまで) 12件 |
| 内閣府経済社会総合研究所<br>所長 西川 正郎<br>-----<br>(社)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次         |                        |            |                                                       |
| 日本銀行情報サービス局<br>局長 丹治 芳樹<br>-----<br>(株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博    | 生活意識に関するアンケート調査        | 平成27年5月20日 | 平松五丁目、宝来一丁目<br>満20歳以上の男女<br>(平成7年7月31日生まれまで) 15件      |
| 内閣府大臣官房政府広報室長 別府 充彦<br>-----<br>(社)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次              | 国民生活に関する世論調査           | 平成27年5月28日 | 歌姫町1014～<br>満20歳以上の日本国籍を有する男女 30件                     |
| 内閣府大臣官房政府広報室長 別府 充彦<br>-----<br>(社)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次              | インターネット上の安全・安心に関する世論調査 | 平成27年6月11日 | 山陵町<br>満20歳以上の日本国籍を有する男女 15件                          |

| 閲覧の請求をした国又は地方公共団体の<br>名称又は申出者の氏名（法人の場合は<br>名称及び代表者又は管理人の氏名）                     | 請求事由（利用目的）<br>の概要                         | 閲覧の年月日        | 閲覧に係る住民の範囲                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 朝日新聞 ブランド推進本部マーケティング部 部長 清登 哲也<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                 | 新聞およびweb利用に関する総合調査（くらしと情報についてのおたずね）       | 平成27年 6 月17日  | 五条二丁目<br>満15歳以上の日本人男女<br>（平成12年 8 月31日以前に生まれた方） 24件                                              |
| (株) 野村総合研究所<br>執行役員 村田 佳生<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                      | 日常生活に関するアンケート                             | 平成27年 6 月17日  | 佐保台二丁目<br>満15歳～79歳の日本人男女（昭和10年 7 月 1 日<br>から平成12年 6 月末日生まれまで） 39件                                |
| 毎日新聞社<br>代表取締役社長 朝比奈 豊<br>-----<br>毎日新聞社 社員                                     | 第69回 読書世論調査                               | 平成27年 6 月17日  | 秋篠早月町<br>満16歳以上の男女<br>（平成11年 9 月30日以前生まれ） 12件                                                    |
| 国土交通省 近畿地方整備局<br>大和川河川事務所長 林 雄一郎<br>-----<br>株式会社 マーケティング・リサーチ・サービス 代表取締役 永井 孝由 | 大和川河川環境整備事業に関する<br>アンケート調査                | 平成27年 6 月24日  | 大安寺二丁目、七条一丁目、東九条町、杵町、<br>西九条町三丁目、北之庄西町一丁目、南京終<br>町、三条栄町、四条大路南町、六条西五丁目、<br>平松五丁目<br>20歳以上の男女 150件 |
| 奈良市 地域活動推進課<br>課長 園部 龍弥                                                         | 住居表示の公簿変更資料作成                             | 平成27年 7 月 9 日 | 菅原町<br>76件                                                                                       |
| 独立行政法人 労働政策研究・研修機構<br>理事長 菅野 和夫<br>-----<br>株式会社 インテージリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志     | 男女の職業キャリアと生活に関する<br>調査                    | 平成27年 7 月22日  | 今市町<br>昭和36年（1961年）1 月 1 日生まれから<br>昭和60年（1985年）12 月31日生まれ 28件                                    |
| 株式会社 時事通信社<br>大阪支社長 皆川 毅<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                       | 住民意識調査<br>くらしと環境に関する世論調査                  | 平成27年 7 月24日  | 青山三丁目、法蓮町、六条二丁目、西大寺新町<br>一丁目、東九条町<br>満20歳以上の日本人男女個人（平成 7 年 8 月末<br>日生まれまで） 109件                  |
| NHK放送文化研究所<br>世論調査部長 重森 万紀<br>-----<br>(株) 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博          | 2015年国民生活時間調査                             | 平成27年 8 月11日  | 西大寺栄町、西大寺国見町一丁目、二条町二丁<br>目<br>10歳以上の男女<br>（平成17年12月31日生まれまで） 48件                                 |
| 奈良県 健康福祉部健康づくり推進課長<br>-----<br>株式会社 長大 奈良事務所<br>所長 細川 剛志                        | なら健康長寿基礎調査                                | 平成27年 8 月27日  | 奈良市内全域（西部・北部管轄を除く）<br>満年齢20～39歳、40～64歳、65～74歳、75歳以<br>上の 4 年年齢層別の男女 1,435件                       |
| 内閣府政策統括官<br>（経済社会システム担当） 羽深 成樹<br>-----<br>株式会社 インテージリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志      | 「平成27年度市民の社会貢献に関する<br>実態調査」               | 平成27年 9 月 8 日 | 六条二丁目<br>20歳以上69歳までの男女個人 44件                                                                     |
| 内閣府子ども・子育て本部<br>参事官（少子化対策担当） 岡 朋史<br>-----<br>(社) 新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次         | 少子化社会に関する国際意識調査                           | 平成27年 9 月 9 日 | 今市町<br>20歳以上49歳までの日本国籍を有する男女個人<br>16件                                                            |
| N H K 報道局選挙プロジェクト<br>事務局長 伊藤 雅之<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                | 18歳選挙権に関する若者意識調査<br>（政治と社会に関する若者意識調<br>査） | 平成27年10月 6 日  | 青山一丁目・六丁目<br>満18歳・19歳の日本人男女（平成 8 年 6 月20日<br>から平成10年 6 月19日生まれまで） 12件                            |
| 消費者庁長官 板東 久美子<br>-----<br>(社) 新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次                             | 平成27年度消費者意識基本調査                           | 平成27年10月 6 日  | 大柳生町<br>15歳以上の日本国籍を有する男女 25件                                                                     |
| 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付<br>参事官（食育推進担当） 福田 由貴<br>-----<br>(社) 新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次  | 食育に関する意識調査                                | 平成27年 9 月29日  | 奈保町<br>20歳以上の日本国籍を有する男女個人 15件                                                                    |
| 一般社団法人 日本新聞協会<br>専務理事 川嶋 明<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                     | メディアの接触と評価に関する調査                          | 平成27年 9 月30日  | 若葉台一丁目<br>満15歳～79歳の日本人男女（昭和10年11月 1 日<br>から平成12年10月31日生まれまで） 20件                                 |

| 閲覧の請求をした国又は地方公共団体の<br>名称又は申出者の氏名（法人の場合は<br>名称及び代表者又は管理人の氏名）                             | 請求事由（利用目的）<br>の概要       | 閲覧の年月日                 | 閲覧に係る住民の範囲                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付<br>参事官（青少年環境整備担当） 村田 達哉<br>-----<br>(株) 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 青少年のインターネット利用環境実<br>態調査 | 平成27年10月13日            | 奈良阪町、青山一丁目から三丁目まで<br>10歳以上17歳以下の男女（平成9年11月2日～<br>平成17年11月1日生まれ） 20件                                                               |
| NHK放送文化研究所<br>世論調査部長 重森 万紀<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                             | 接触動向調査・11月              | 平成27年10月6日             | 六条西六丁目<br>満7歳以上の日本人男女<br>（平成20年12月31日生まれまで） 12件                                                                                   |
| 独立行政法人 労働政策研究・研修機構<br>理事長 菅野 和夫<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                        | 第7回勤労生活に関する調査           | 平成27年11月12日            | 七条西町一丁目<br>満20歳以上の日本人男女<br>（平成7年10月末日生まれまで） 18件                                                                                   |
| (株) 野村総合研究所<br>執行役員 コンサルティング事業本部<br>副本部長 村田 佳生<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊         | テレビ視聴に関する調査             | 平成27年11月12日            | 平松二丁目<br>満16歳以上の日本人男女<br>（平成11年12月末日生まれまで） 14件                                                                                    |
| 内閣府大臣官房政府広報室<br>室長 別府 充彦<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                               | 外交に関する世論調査              | 平成27年12月8日             | 五条二丁目<br>満20歳以上の日本人男女<br>（平成7年12月31日生まれまで） 16件                                                                                    |
| 国土交通省土地・建物産業局<br>企画課長 百崎 賢之<br>-----<br>(社) 中央調査社<br>会長 西澤 豊                            | 土地問題に関する国民の意識調査         | 平成27年12月8日             | 五条一丁目<br>満20歳以上の日本人男女<br>（平成7年12月31日生まれまで） 16件                                                                                    |
| 日本たばこ産業株式会社たばこ事業本部<br>マーケティング戦略部長 中込 敬介<br>-----<br>株式会社 ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 秋山 創一       | 全国たばこ喫煙者率調査             | 平成27年12月17日            | 六条三丁目、東九条町、秋篠町<br>大正15年5月1日から平成8年4月30日生まれ<br>の男女 60件                                                                              |
| 一般社団法人共同通信社 編集局<br>総合選挙センター長 嶋田 正人<br>-----<br>(社) 新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次                | 18歳選挙権に伴う意識調査           | 平成27年12月22日            | 南京終町1～4丁目<br>日本国籍を持つ満18～19歳の男女個人<br>（平成28年6月30日現在） 25件                                                                            |
| 自衛隊奈良地方協力本部                                                                             | 自衛官等の募集に伴う広報            | 平成28年1月<br>26日・27日・28日 | 奈良市全域<br>平成6年4月2日から平成7年4月1日までの<br>間に生まれた日本人男女<br>平成10年4月2日から平成11年4月1日までの<br>間に生まれた日本人男女<br>平成13年4月2日から平成14年4月1日までの<br>間に生まれた日本人男子 |
| 朝日新聞奈良総局<br>総局長 堀江 泰史                                                                   | 政治や選挙などに関する世論調査         | 平成28年1月26日             | 東寺林町、法蓮町<br>平成8年7月1日から平成10年6月30日までの<br>間に生まれた男女 14件                                                                               |
| 総務省 情報通信国際戦略局<br>情報通信政策課<br>-----<br>KSSCモバイルエンジニアリング株式会社<br>代表取締役 角 秀男                 | 通信利用動向調査                | 平成28年1月12日             | 西大寺国見町一丁目・二丁目、角振町、南椿尾<br>町、油阪地方町<br>満20歳以上の男女、筆頭世帯構成員 172件                                                                        |
| 金融広報中央委員会<br>会長 正隆<br>-----<br>(株) 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博                          | 家計の金融行動に関する世論調査         | 平成28年3月10日             | 横井一～七丁目<br>満20歳以上の男女<br>（平成8年5月31日生まれまで） 16件                                                                                      |

平成27年 4 月 1 日～平成28年 3 月31日閲覧者（西部出張所 住民課）

| 閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)                                           | 請求事由（利用目的）の概要                    | 閲覧の年月日        | 閲覧に係る住民の範囲                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| N H K放送文化研究所 世論調査部<br>部長 重森 万紀<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                              | 2015年 6 月全国放送サービス接触動向調査          | 平成27年 4 月16日  | 鳥見町 満 7 歳以上の日本人男女 12名                                                           |
| N H K放送文化研究所 世論調査部<br>部長 重森 万紀<br>-----<br>(株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博                       | 6 月全国個人視聴率調査                     | 平成27年 4 月22日  | 三碓町 7 歳以上の日本人男女 12名                                                             |
| 株式会社 野村総合研究所<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                                                | テレビ視聴に関する調査                      | 平成27年 5 月26日  | 石木町 満16歳以上の日本人男女<br>(平成11年 6 月末生まれまで) 14名                                       |
| (株)時事通信社 大阪支社<br>支社長 皆川 毅<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                                   | 住民意識調査                           | 平成27年 7 月23日  | 登美ヶ丘四丁目 2 番～ 22名<br>千代ヶ丘一丁目 7 番地の48～ 21名<br>満20歳以上の日本人男女<br>(平成 7 年 8 月末日生まれまで) |
| 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長 嶋根 卓也<br>-----<br>一般社団法人 新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次 | 第11回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査     | 平成27年 8 月 4 日 | あやめ池南六丁目 2 ～<br>15～64歳の日本国籍を有する男女個人 14名                                         |
| N H K放送文化研究所 世論調査部<br>世論調査部長 重森 万紀<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                          | 職業意識に関する国際比較調査（仕事と生活についての国際比較調査） | 平成27年 8 月20日  | 富雄北一丁目 12名<br>満16歳以上（外国籍の人を含む）<br>(昭和10年 7 月 1 日から平成12年 6 月末日生まれまで)             |
| 奈良県健康福祉部 健康づくり推進課<br>課長 谷垣 孝彦<br>-----<br>(株)長大 奈良事務所 所長 細川 剛志                                  | なら健康長寿基本計画にかかる健康指標調査             | 平成27年 8 月26日  | 西部地区全域 20歳以上の住民 766名                                                            |
| N H K放送文化研究所 世論調査部<br>世論調査部長 重森 万紀<br>-----<br>一般社団法人 新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次                     | 防災とエネルギーに関する世論調査・2015            | 平成27年10月20日   | あやめ池北三丁目<br>平成11年12月31日以前に生まれた男女個人<br>(平成27年12月31日現在、満16歳以上の男女個人) 12名           |
| 日本銀行情報サービス局<br>局長 高橋 経一<br>-----<br>(株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博                              | 生活意識に関するアンケート調査                  | 平成27年11月25日   | 南登美ヶ丘 15名<br>20歳以上の男女<br>(平成 8 年 1 月31日生まれまで)                                   |
| 内閣府大臣官房政府広報室<br>政府広報室長 別府 充彦<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                                | 教育・生涯学習に関する世論調査                  | 平成27年12月 1 日  | 富雄川西一丁目 16名<br>満20歳以上の日本人男女<br>(平成 7 年11月末日生まれまで)                               |
| 内閣府大臣官房政府広報室<br>政府広報室長 別府 充彦<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                                | 将来の公共サービスのあり方に関する世論調査            | 平成27年12月10日   | 学園南三丁目 16名<br>満20歳以上の日本人男女<br>(平成 7 年12月31日生まれまで)                               |
| 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部<br>マーケティング戦略部長 中込 敬介<br>-----<br>(株)ビデオリサーチ<br>代表取締役 秋山 創一                  | 全国たばこ喫煙者率調査                      | 平成28年 1 月 7 日 | 中登美ヶ丘六丁目・千代ヶ丘二丁目 計40件<br>大正15年 5 月 1 日～平成 8 年 4 月30日生まれの男女                      |
| 公益財団法人 生命保険文化センター<br>代表理事 鈴木 勝康<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                             | 平成28年度 生活保障に関する調査                | 平成28年 1 月29日  | 鳥見町一丁目 30名<br>満18歳～69歳の日本人男女(昭和21年 4 月 1 日～平成10年 3 月31日生まれまで)                   |
| 日本銀行情報サービス局<br>局長 高橋 経一<br>-----<br>(株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博                              | 生活意識に関するアンケート調査                  | 平成28年 2 月 9 日 | 三松ヶ丘 15名<br>20歳以上の男女<br>(平成 8 年 4 月30日生まれまで)                                    |
| 一般財団法人 日本宝くじ協会<br>理事長 横山 洋吉<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                                 | 宝くじに関する世論調査                      | 平成28年 2 月 9 日 | 学園大和町六丁目 20名<br>満18歳以上の日本人男女<br>(平成10年 3 月31日生まれまで)                             |

平成27年4月1日～平成28年3月31日閲覧者（北部出張所）

| 閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）                     | 請求事由（利用目的）の概要          | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 国土交通省観光庁観光戦略課<br>調査室長 山本 史門<br>-----<br>株式会社 インテジャリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志   | 平成27年度「旅行・観光消費動向調査」    | 平成27年5月21日  | 神功五丁目、神功六丁目の住民<br>(年齢・性別の指定なし) 85名                                           |
| 公益財団法人 笹川スポーツ財団<br>理事長 小野 清子<br>-----<br>株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 4～9歳・10代のスポーツライフに関する調査 | 平成27年5月25日  | 左京二丁目・左京三丁目<br>4歳から19歳までの男女 29名                                              |
| 公益財団法人 新聞通信調査会<br>理事長 長谷川 和明<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 第8回メディアに関する世論調査        | 平成27年7月2日   | 朱雀一丁目<br>満18歳以上、日本人の男女個人 19名                                                 |
| 内閣府大臣官房政府広報室長<br>別府 充彦<br>-----<br>社団法人 新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次             | 少年非行に関する世論調査           | 平成27年7月7日   | 神功一丁目6番地<br>20歳以上の日本国籍を有する男女個人 15名                                           |
| 奈良県健康福祉部 健康づくり推進課<br>課長 谷垣 孝彦<br>-----<br>株式会社 長大 奈良事務所<br>所長 細川 剛志       | なら健康長寿基礎調査             | 平成27年8月19日  | 神功一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、右京三丁目、四丁目、朱雀一丁目、二丁目、四丁目、五丁目、左京一丁目、二丁目、三丁目<br>20歳以上の男女 153名 |
| NHK放送文化研究所<br>世論調査部長 重森 万紀<br>-----<br>株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博   | 11月全国個人視聴率調査           | 平成27年9月30日  | 朱雀五丁目<br>7歳以上の男女 12名                                                         |
| 文化庁 文化部<br>国語課長 岸本 織江<br>-----<br>一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊                 | 平成27年度 国語に関する世論調査      | 平成27年12月25日 | 右京四丁目<br>満16歳以上の日本人の男女 19名                                                   |
| NHK放送文化研究所<br>世論調査部長 重森 万紀<br>-----<br>株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博   | 食生活に関する世論調査2016        | 平成28年1月27日  | 朱雀六丁目<br>16歳以上の男女 12名                                                        |

(平成28年7月5日揭示済)

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市告示第462号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区を新設します。

平成28年7月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 変更の年月日

平成28年7月5日

## 2 街区の新設

奈良市大宮町一丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

10街区の一部から11街区を新設

別図1及び別図2省略

(平成28年7月5日揭示済)

**奈良市告示第463号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年7月5日

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成28年7月5日

## 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

## 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

## 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

## 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

## 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課  
電話0742-34-1111代表

(平成28年 7 月 5 日揭示済)

#### 奈良市告示第464号

奈良市住居表示に関する条例 (昭和42年奈良市条例第21号) 第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年 7 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成28年 7 月 5 日揭示済)

#### 奈良市告示第465号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 7 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号  
平成28年 4 月 8 日 奈良市指令整開 第15A-51号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成28年 7 月 6 日 第1530号  
公共施設 平成28年 7 月 6 日 第726号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市北永井町434番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市平松五丁目30番3-1号  
リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
- 公共施設の種類、位置及び区域
  - 道路  
奈良市北永井町434番の一部

(平成28年 7 月 6 日揭示済)

#### 奈良市告示第466号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、平成29年 1 月16日から本市内の区域のうち町の区域を別図1から別図2のとおりに変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年 7 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 関係区域は別図1 (変更前。以下同じ。) 及び別図2 (変更後。以下同じ。) に示すとおりです。
- 別図1の斜線で示す西大寺国見町一丁目の一部を別図

2のとおりに西大寺南町に編入します。

別図1 及び別図2 省略

(平成28年 7 月 6 日揭示済)

#### 奈良市告示第467号

国税徴収法 (昭和34年法律第147号) 第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書及び地方税法 (昭和25年法律第226号) 第13条の2第1項第1号に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年 7 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書  
交付要求通知書及び納期限変更告知書
- 送達を受けるべき者  
省略

(平成28年 7 月 8 日揭示済)

#### 奈良市告示第468号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和59年奈良市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年 7 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 移動年月日  
平成28年 7 月 7 日
  - 移動対象区域  
J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成28年 7 月 8 日揭示済)

#### 奈良市告示第469号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 7 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 医療機関の名称      | 医療機関の所在地         | 廃止年月日      |
|--------------|------------------|------------|
| つるまい薬局 登美ヶ丘店 | 奈良県奈良市登美ヶ丘三丁目2-9 | 平成28年5月20日 |

(平成28年7月8日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年7月8日

**奈良市告示第470号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

奈良市長 仲 川 元 庸

| 医療機関の名称   | 医療機関の所在地                | 指定年月日     |
|-----------|-------------------------|-----------|
| にしやまクリニック | 奈良県奈良市右京一丁目3-4 すずらん南館2F | 平成28年7月1日 |

(平成28年7月8日揭示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年7月8日

**奈良市告示第471号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

奈良市長 仲 川 元 庸

|   | 指定介護機関              |                     | 開設者           | 変更年月日      |
|---|---------------------|---------------------|---------------|------------|
|   | 名称                  | 所在地                 |               |            |
| 旧 | ホームケアー奈良            | 奈良県奈良市法蓮町423番地      | ホームケアー株式会社    | 平成28年4月1日  |
| 新 | ホームケアー奈良            | 奈良県奈良市川久保町6-1       | ホームケアー株式会社    |            |
| 旧 | ナイスケアサポート・デイサービス「桜」 | 奈良県奈良市富雄北二丁目8番15号   | 有限会社ナイスケアサポート | 平成28年3月14日 |
| 新 | ナイスケアサポート・デイサービス「桜」 | 奈良県奈良市学園緑ヶ丘三丁目5番11号 | 有限会社ナイスケアサポート |            |

(平成28年7月8日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年7月8日

**奈良市告示第472号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

奈良市長 仲 川 元 庸

| 指定介護機関              |                       | 廃止した施設又は廃止した事業の種類 | 廃止年月日        |
|---------------------|-----------------------|-------------------|--------------|
| 名称                  | 所在地                   |                   |              |
| 開設者                 |                       |                   |              |
| 名称                  | 主たる事務所の所在地            |                   |              |
| 茶話本舗デイサービス<br>奈良法蓮亭 | 奈良県奈良市法蓮町40－7         | 居宅　通所介護           | 平成28年 3 月31日 |
| 株式会社未来日記            | 愛知県大府市中央町七丁目336<br>番地 |                   |              |

(平成28年7月8日揭示済)

**奈良市告示第473号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年7月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 指定介護機関                                                                                                                                    |                    | 施設又は実施する事業の種類                                                            | 指定年月日      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|
| 名称                                                                                                                                        | 所在地                |                                                                          |            |
| 開設者                                                                                                                                       |                    |                                                                          |            |
| 名称                                                                                                                                        | 主たる事務所の所在地         |                                                                          |            |
| なのはな薬局                                                                                                                                    | 奈良県奈良市大宮町五丁目1－7    | 居宅 居宅療養管理指導<br>介護予防 居宅療養管理指導                                             | 平成28年6月1日  |
| 田中 久雄                                                                                                                                     | 奈良県奈良市四条大路一丁目18－21 |                                                                          |            |
| 社会福祉法人恩賜財団<br>済生会奈良病院 ケア<br>プランセンターすずらん                                                                                                   | 奈良県奈良市八条四丁目643番地   | 居宅介護支援事業（介護計画作成）                                                         | 平成28年6月1日  |
| 社会福祉法人恩賜財団<br>済生会奈良病院 奈良<br>県済生会                                                                                                          | 奈良県橿原市大久保町320番地11  |                                                                          |            |
| (平成28年7月8日揭示済)                                                                                                                            |                    | を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。<br>平成28年7月8日<br>奈良市長 仲 川 元 庸 |            |
| 奈良市告示第474号<br>生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業                                                                     |                    |                                                                          |            |
| 指定施術者の氏名                                                                                                                                  |                    | 廃止した施術の種類                                                                | 廃止年月日      |
| 施術所の名称                                                                                                                                    | 施術所の所在地            |                                                                          |            |
| 橋本 和也                                                                                                                                     |                    | 柔道整復                                                                     | 平成28年5月31日 |
| やまと整骨院                                                                                                                                    | 奈良県奈良市西御門町13番地     |                                                                          |            |
| (平成28年7月8日揭示済)                                                                                                                            |                    | 定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。<br>平成28年7月8日<br>奈良市長 仲 川 元 庸 |            |
| 奈良市告示第475号<br>生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規                                                                                                |                    |                                                                          |            |
| 指定施術者の氏名                                                                                                                                  |                    | 施術の種類                                                                    | 指定年月日      |
| 施術所の名称                                                                                                                                    | 施術所の所在地            |                                                                          |            |
| 佐伯 省三                                                                                                                                     |                    | 柔道整復                                                                     | 平成28年6月1日  |
| やまと整骨院                                                                                                                                    | 奈良県奈良市西御門町13番地     |                                                                          |            |
| (平成28年7月8日揭示済)                                                                                                                            |                    |                                                                          |            |
| 奈良市告示第476号<br>次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。<br>平成28年7月11日<br>奈良市長 仲 川 元 庸 |                    |                                                                          |            |

## 1 公募に付する事項

| 項 目    | 概 要                                                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業 務 名  | 女性の就業支援事業業務委託                                                                                                                                                             |
| 業務内容   | 結婚や出産等でいったん離職した女性が、働くことを希望しているにもかかわらず、子育てと両立できる希望の条件の仕事が見つからないため仕事に就けていない本市の状況を踏まえ、女性が有効な戦力として活躍できる職場づくりのための企業への支援や女性へのサポートなど企業と就業者双方への働きかけを通じ、子育て中の女性の就業の促進と職場定着につなげていく。 |
| 委託期間   | 契約日から平成29年2月28日まで                                                                                                                                                         |
| 契約形式   | 業務委託契約                                                                                                                                                                    |
| 委託予定金額 | 18,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。                                                                                                                                         |

以下省略

(平成28年7月11日揭示済)

## 奈良市告示第477号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年7月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成28年7月10日

## 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年7月11日揭示済)

## 奈良市告示第478号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

平成28年7月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：押上町自治会

区域：奈良市押上町全域

主たる事務所の所在地：奈良市押上町18番地

## 2 申請不動産に関する事項

別紙のとおり

## 3 公告期間 告示日から3ヶ月間

平成28年7月12日から平成28年10月11日まで

## 4 異議を述べることができる者の範囲

異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

## 5 異議を述べる方法

奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要な事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

## 6 異議申出書の提出先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民活動部地域活動推進課

別紙省略

(平成28年7月12日揭示済)

## 奈良市告示第479号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 環境清美工場焼却灰及び破碎不燃物運搬業務委託

(2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地  
「奈良市環境清美工場」

(3) 業務期間 平成28年8月1日から平成29年3月31日まで

(4) 業務内容 環境清美工場により発生した焼却灰及び破碎不燃物を10トンダンプトラック車（車両は奈良市所有）に積み込み、奈良市南部土地改良清美事業所の指定する場所に運搬することを目的とする。

以下省略

(平成28年7月12日揭示済)

## 奈良市告示第480号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年 7 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 焼却炉ごみクレーン運転管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地  
「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年 3 月31日まで
- (4) 業務内容 ごみクレーンの運転操作によりごみピット内のごみを均一<sup>かくはん</sup>攪拌したのち焼却炉1号炉から4号炉へ各炉に投入することとし、クレーン運転日誌への記入を行うこととする。

以下省略

(平成28年 7 月12日揭示済)

奈良市告示第481号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条

1 入札に付する事項

| 項目   | 概要                              |
|------|---------------------------------|
| 業務名称 | 奈良市子どもの貧困対策計画策定業務               |
| 業務内容 | 実態調査の実施、ヒアリング調査及び結果の分析並びに計画策定業務 |
| 委託期間 | 契約締結の日から平成29年 3 月31日まで          |
| 委託形式 | 委託契約                            |

以下省略

(平成28年 7 月13日揭示済)

奈良市告示第484号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成28年 7 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成28年 7 月14日揭示済)

奈良市告示第485号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年 7 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成28年10月16日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成28年 7 月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成28年 7 月13日揭示済)

奈良市告示第482号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の4第2項の規定により、平成28年11月25日奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

平成28年 7 月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成28年 7 月13日揭示済)

奈良市告示第483号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により、公告します。

平成28年 7 月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 申請者住所 | 奈良市法華寺町404番地         |
| 申請者氏名 | 福井 宣太郎               |
| 道路の位置 | 奈良市法華寺町71番1及び72番の各一部 |
| 道路の幅員 | 最大6.14m 最小6.07m      |
| 道路の延長 | 48.54m               |
| 指定年月日 | 平成28年 7 月14日         |
| 指定番号  | 第H2801号              |

(平成28年 7 月14日揭示済)

奈良市告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 7 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 指定施術者の氏名 |                | 施術の種類 | 指定年月日     |
|----------|----------------|-------|-----------|
| 施術所の名称   | 施術所の所在地        |       |           |
| 奥 剛嘉     |                | 柔道整復  | 平成28年6月1日 |
| 観身堂整骨院   | 奈良県奈良市東笹鉾町60番地 |       |           |

(平成28年7月14日揭示済)

---

**奈良市告示第487号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年7月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成28年7月12日

3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年7月14日揭示済)

---

**奈良市告示第488号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成28年7月14日

3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年7月15日揭示済)

---

**奈良市告示第489号**

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成28年7月15日揭示済)

---

**奈良市告示第490号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 月ヶ瀬小中一貫校建設その他工事

(2) 工事場所 月ヶ瀬尾山2551番地

(3) 工 期 契約の日から平成29年3月31日まで

(4) 工事概要 建築主体工事一式  
電気設備工事一式  
機械設備工事一式  
昇降機設備工事一式

(5) 予定価格 612,100千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限モデル型算出価格 537,225千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年7月15日揭示済)

---

**奈良市告示第491号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 都祁小学校校舎増築その他工事

(2) 工事場所 都祁白石町974番地

(3) 工 期 契約の日から平成29年3月31日まで

(4) 工事概要 建築主体工事一式  
電気設備工事一式  
機械設備工事一式  
昇降機設備工事一式

(5) 予定価格 556,800千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限モデル型算出価格 487,056千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年 7 月15日揭示済)

#### 奈良市告示第492号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 7 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 特別史跡特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園保存整備工事
- (2) 工事場所 奈良市三条大路一丁目 5 -37
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年 3 月17日まで
- (4) 工事概要 造園工事一式
- (5) 予定価格 30,357千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限基準価格 23,465千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年 7 月15日揭示済)

#### 奈良市告示第493号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

(土地 1 件)

| 物件番号 | 名称                    | 所在      | 地番     | 地目 | 地積(㎡)  | 予定価格(円)    | 入札保証金(円)  |
|------|-----------------------|---------|--------|----|--------|------------|-----------|
| 土地-1 | 奈良市西木辻町<br>(旧青少年児童会館) | 奈良市西木辻町 | 200-59 | 宅地 | 658.97 | 27,600,000 | 2,760,000 |

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成28年 7 月15日揭示済)

#### 奈良市告示第495号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市（自動車 7 件）

| 物件番号 | 物件名         | 初年度登録      | 排気量 (L) | 予定価格 (円) | 入札保証金 (円) |
|------|-------------|------------|---------|----------|-----------|
| 車-1  | トヨタスプリンターバン | 平成 8 年 5 月 | 1.49    | 10,000   | 1,000     |
| 車-2  | トヨタカルディナバン  | 平成 8 年 4 月 | 1.49    | 10,000   | 1,000     |
| 車-3  | マツダ ボンゴ バン  | 平成12年 5 月  | 1.78    | 10,000   | 1,000     |

平成28年 7 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 河川改修工事（北椿尾町地内・菩提仙川支流）
- (2) 工事場所 奈良市北椿尾町地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成28年11月30日まで
- (4) 工事概要 工事延長 L = 80m 流路工一式  
仮設工一式 付帯工一式
- (5) 予定価格 6,801千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限基準価格 5,077千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年 7 月15日揭示済)

#### 奈良市告示第494号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 7 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 7 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

|     |              |         |      |         |        |
|-----|--------------|---------|------|---------|--------|
| 車-4 | スバルサンバートラック  | 平成11年   | 0.65 | 1,000   | 0      |
| 車-5 | スバルサンバーバン    | 平成14年6月 | 0.65 | 10,000  | 1,000  |
| 車-6 | スバルサンバーバン(2) | 平成13年4月 | 0.65 | 10,000  | 1,000  |
| 車-7 | 消防積載車(軽自動車)  | 平成5年    | 0.65 | 100,000 | 10,000 |

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成28年7月15日揭示済)

#### 奈良市告示第496号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年7月15日

奈良市長 仲川元庸

##### 1 入札に付する事項

道路改良工事(あやめ池南八丁目地内他・西部第358号線他)ほか12件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成28年7月15日揭示済)

#### 奈良市告示第497号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成28年7月15日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号      | 事業所             |                          | 事業者               |               | 指定年月日     |
|------------|-----------------|--------------------------|-------------------|---------------|-----------|
|            | 所在地             | 名称                       | 主たる事務所の所在地        | 名称            |           |
| 2570201026 | 滋賀県彦根市西沼波町256-1 | トヨタカローラ滋賀<br>デイサービスクローバー | 滋賀県草津市東草津二丁目3番54号 | トヨタカローラ滋賀株式会社 | 平成28年6月1日 |

(平成28年7月15日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市告示第498号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年7月15日

奈良市長 仲川元庸

##### 1 入札に付する事項

- 業務名 今池(平松三丁目)嘱託登記業務
- 業務場所 奈良市平松三丁目 地内
- 業務期間 契約の日から平成28年9月30日まで
- 業務概要 測量業務一式
- 予定価格 11,740円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限価格 7,044円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年7月15日揭示済)

#### 奈良市告示第499号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年7月21日

##### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

##### 2 移動年月日

平成28年7月21日

##### 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年7月21日揭示済)

#### 奈良市告示第500号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成28年7月21日

奈良市長 仲川元庸

| 指定日            | 医師の氏名 | 医療機関の名称                  | 医療機関の所在地      | 診療科目<br>(障害名)   |
|----------------|-------|--------------------------|---------------|-----------------|
| 平成28年<br>7月13日 | 荒木 保清 | 独立行政法人国立病院機構<br>奈良医療センター | 奈良市七条二丁目789番地 | 神経内科<br>(肢体不自由) |
| 平成28年<br>7月19日 | 板東 千昌 | 独立行政法人国立病院機構<br>奈良医療センター | 奈良市七条二丁目789番地 | 内科<br>(呼吸器機能障害) |

(平成28年 7 月21日揭示済)

#### 奈良市告示第501号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成28年 7 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 お茶の奈良「茶良」2016開催業務委託
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成28年10月31日（月）

まで

- (4) 担 当 課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課  
電話 0742-34-5172

以下省略

(平成28年 7 月22日揭示済)

#### 奈良市告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 7 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 医療機関の名称     | 医療機関の所在地                        | 指定年月日         |
|-------------|---------------------------------|---------------|
| 浜中矯正歯科クリニック | 奈良県奈良市学園北一丁目1-1 ル・シエル<br>学園前401 | 平成28年 5 月 1 日 |

(平成28年 7 月25日揭示済)

#### 奈良市告示第503号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年 7 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

##### 2 移動年月日

平成28年 7 月25日

##### 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年 7 月25日揭示済)

#### 奈良市告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 7 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 許可の年月日及び番号

平成28年 5 月19日 奈良市指令整開 第15A-49号

平成28年 7 月12日 奈良市指令整開

第15A-49-1号

##### 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年 7 月22日 第1531号

公共施設 平成28年 7 月22日 第727号

##### 3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町280番1及び280番2

##### 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町400番地

大向 利之

##### 5 公共施設の種類、位置及び区域

###### (1) 道路

奈良市法華寺町280番2

(平成28年 7 月25日揭示済)

#### 奈良市告示第505号

「奈良市税外債権回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項」を次のとおり定める。

平成28年 7 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

##### 1 業務の目的

奈良市の有する未収債権のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、債権回収

業務の外部委託可能な債権を対象として、極めて高い専門的知識及び資格職として様々な権限を有する事業者、債権回収及び回収不能債権の報告書作成等の業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、公平な市民負担の確保及び公正な行財政運営の向上を目的とします。

## 2 業務の名称

奈良市税外債権回収等業務（以下「本業務」という。）  
以下省略

（平成28年7月26日揭示済）

### 奈良市告示第506号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成28年7月26日

奈良市長 仲川元庸

| 指定日            | 医師の氏名 | 医療機関の名称           | 医療機関の所在地      | 診療科目<br>(障害名) |
|----------------|-------|-------------------|---------------|---------------|
| 平成28年<br>7月22日 | 柴田 真帆 | 医療法人社団誠明会<br>永田眼科 | 奈良市宝来町北山田1147 | 眼科<br>(視覚障害)  |
| 平成28年<br>7月22日 | 富田 香子 | 医療法人社団誠明会<br>永田眼科 | 奈良市宝来町北山田1147 | 眼科<br>(視覚障害)  |

（平成28年7月26日揭示済）

### 奈良市告示第507号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成28年7月27日

奈良市長 仲川元庸

- 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画道路事業  
3・3・100号 西九条佐保線  
3・4・108号 大森高畑線
- 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画課

（平成28年7月27日揭示済）

### 奈良市告示第508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成28年7月27日

奈良市長 仲川元庸

- 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画都市高速鉄道事業  
1号 西日本旅客鉄道関西線
- 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画課

（平成28年7月27日揭示済）

### 奈良市告示第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成28年7月27日

奈良市長 仲川元庸

- 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業  
7・6・102号 JR高架側道4号線
- 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画課

（平成28年7月27日揭示済）

### 奈良市告示第510号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年7月28日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成28年7月26日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年7月28日揭示済）

### 奈良市告示第511号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号) 第5条の規定により告示します。

平成28年 7 月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 移動対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成28年 7 月28日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年 1 月 7 日、同月 8 日、同月10日、同月14日、同月15日、同月18日、同月21日、同月22日及び同月28日  
(平成28年 7 月28日揭示済)

奈良市告示第512号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 7 月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

|   | 医療機関の名称    | 医療機関の所在地         | 変更年月日         |
|---|------------|------------------|---------------|
| 旧 | ショーワ薬局 宝来店 | 奈良県奈良市宝来町1270-19 | 平成28年 5 月 1 日 |
| 新 | 自分薬局 宝来    | 奈良県奈良市宝来町1270-19 |               |

(平成28年 7 月28日揭示済)

奈良市告示第513号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 7 月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 指定介護機関          |                        | 施設又は実施する事業の種類                     | 指定年月日      |
|-----------------|------------------------|-----------------------------------|------------|
| 名称              | 所在地                    |                                   |            |
| 開設者             |                        |                                   |            |
| 名称              | 主たる事務所の所在地             |                                   |            |
| グループホーム　それいゆ学園前 | 奈良県奈良市学園大和町7－9－1       | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防　認知症対応型共同生活介護 | 平成28年5月14日 |
| マイクロ株式会社        | 京都府宇治市神明石塚59番地1        |                                   |            |
| CC居宅介護支援事業所     | 奈良県奈良市学園大和町四丁目174番地    | 居宅介護支援事業（介護計画作成）                  | 平成28年7月1日  |
| CC介護合同会社        | 奈良県奈良市学園大和町四丁目174番地    |                                   |            |
| 訪問介護事業所　紫陽花     | 奈良県奈良市上三条町13－4　呉竹ビル3階  | 居宅　訪問介護<br>介護予防　訪問介護              | 平成28年7月1日  |
| 有限会社エースプランナー    | 奈良県奈良市上三条町13－4　呉竹ビル2階  |                                   |            |
| てんきになあれ。        | 奈良県奈良市紀寺町684番地　メゾン紀寺4号 | 居宅　訪問介護<br>介護予防　訪問介護              | 平成28年7月1日  |
| 株式会社てるてる・ほうず    | 奈良県奈良市紀寺町684番地　メゾン紀寺4号 |                                   |            |
| てるてる薬局          | 奈良県奈良市神殿町694番地の3       | 居宅　居宅療養管理指導<br>介護予防　居宅療養管理指導      | 平成28年6月1日  |
| 有限会社　津田調剤       | 奈良県奈良市神殿町694番地の3       |                                   |            |

(平成28年 7 月28日揭示済)

## 監 査

### 奈良市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成28年7月15日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 柿 本 元 気  
同 東久保 耕 也

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
小寺 雄二  
大阪府八尾市北本町3丁目12番5号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成28年7月19日から平成29年3月31日まで  
(平成28年7月15日揭示済)
- 3 供用を開始する排水施設の位置

| 管渠番号     | 起 点          | 終 点          | 備考 |
|----------|--------------|--------------|----|
| 奈良幹線-143 | 奈良市三条栄町127番2 | 奈良市三条栄町135番3 | ①  |

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

- 5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地  
奈良県浄化センター

(平成28年7月1日揭示済)

### 奈良市企業局告示第53号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月1日

奈良市公営企業管理者  
池 田 修

#### 第1 入札に付する事項

| 名 称       | 代表者氏名          | 所 在 地            | 届 出 日      |
|-----------|----------------|------------------|------------|
| (株)SUITTO | 代表取締役<br>磯貝 真次 | 大阪府摂津市鳥飼八防2-11-7 | 平成28年6月30日 |

(平成28年7月11日揭示済)

### 奈良市企業局告示第55号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局告示第52号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年7月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年7月1日

奈良市公営企業管理者  
池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成28年7月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市三条栄町の各一部
- 2-2 公共汚水樹設置申請のうち、供用を開始する箇所  
該当箇所なし

口径50耗配水支管改良工事、奈良市高畑町地内ほか4件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年7月1日揭示済)

### 奈良市企業局告示第54号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年7月11日

奈良市公営企業管理者  
池 田 修

市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年7月15日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

口径50耗配水支管改良工事、奈良市法蓮佐保山一丁目  
地内ほか2件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場  
所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は  
別表のとおり）

以下省略

(平成28年 7 月15日揭示済)

奈良市企業局告示第56号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈  
良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈  
良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規  
程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 7 月20日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

| 名 称        | 代表者氏名          | 所 在 地                                 | 指 定 日        |
|------------|----------------|---------------------------------------|--------------|
| 株式会社アクアライン | 代表取締役<br>大垣内 剛 | 広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号<br>第1 ウエノヤビル 6 F | 平成28年 7 月19日 |

(平成28年 7 月20日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第3号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規  
定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察  
規程（平成19年奈良市消防局長訓令第8号）第32条第1  
項の規定により公示します。

平成28年 7 月 5 日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

対象物所在地 奈良市菅原町455番地の1

対象物名称 宅老所 悠遊庵

命令を受けたもの 株式会社カーム

代表取締役 平木 妙子

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認め  
るので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次のと  
おり命令します。

命令事項

- 平成28年12月10日までに、スプリンクラー設備を設  
置すること。（消防法施行令（昭和36年政令第37号）  
第12条第1項第1号）
- 平成28年12月10日までに、自動火災報知設備を設置  
すること。（消防法施行令第21条第1項第1号）
- 平成28年12月10日までに、消防機関へ通報する火災  
報知設備を設置すること。（消防法施行令第23条第1  
項第1号）

(平成28年 7 月 5 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第47号

平成28年 7 月定例教育委員会を次のとおり開催しますの  
で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員  
会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成28年 7 月 7 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成28年 7 月12日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第19号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員  
の委嘱又は任命について

議案第20号 第三者委員会「報告書」に対する取組につ  
いて

議案第21号 人事異動について

議案第22号 奈良市社会教育委員の辞任について

議案第23号 平成28年度学校運営協議会委員の解嘱及び  
委嘱について

議案第24号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付  
要綱の一部改正について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業につ  
いて 6 月～7 月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで  
す。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年 7 月 7 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第48号

平成28年 8 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますの  
で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員  
会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成28年 7 月21日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成28年 8 月 4 日（木）

午前10時00分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

## 議 事

議案第25号 平成29年度使用奈良市立高等学校教科用図書  
の採択について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。  
受付場所は、奈良市役所の北棟6階で行います。定員は50名で、  
定員を超える場合は抽選を行います。

(平成28年7月21日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会平成28年7月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年7月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 中 田 武 文

## 1 日時

平成28年7月14日（木） 午後1時30分

## 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

## 3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 奈良農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（6月専決処理分）
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (5) 知事許可について（6月許可分）

(平成28年7月7日揭示済)

### 奈良市農業委員会告示第12号

平成28年奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成28年7月15日

奈良市農業委員長 大 西 崇 夫

## 1 日時

平成28年7月22日（金曜日） 午後2時

## 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

## 3 意見書提出

- (1) 平成29年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

## 4 議案

- (1) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について

(平成28年7月15日揭示済)

### 奈良市農業委員会告示第13号

平成28年7月22日に開催した奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので奈良市農業委員会互選規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第6号）第16条の規定により公告します。

平成28年7月22日

奈良市農業委員長 大 西 崇 夫

## 農地部会委員

奈良市白毫寺町175番地

中 田 武 文

奈良市法蓮町654番地の1

大 西 崇 夫

奈良市五条町17番15号

吉 村 信 男

奈良市山陵町219番地

加 藤 次 夫

奈良市石木町274番地

今 中 初 雄

奈良市八島町250番地

今 里 勝 亮

奈良市今市町427番地

松 村 檜太郎

奈良市中畑町401番地

巽 一 孝

奈良市日笠町648番地

中 尾 義 永

奈良市柳生町67番地

荻 田 精 吾

奈良市大柳生町1601番地

山 中 正 三

奈良市狭川東町175番地

岡 田 嘉 文

奈良市月ヶ瀬長引436番地の1

小 西 功

奈良市都祁相河町124番地

藤 岡 正 則

奈良市針町3291番地

西 井 隆

奈良市中山町1399番地の1

出 口 礼次郎

奈良市狭川東町423番地

今 西 正 延

奈良市都祁甲岡町106番地

北 良 晃

## 農政部会委員

奈良市大安寺四丁目4番30号

武 野 義 男

奈良市尼辻南町2番24号

北 中 正 純

奈良市秋篠町905番地の1

嶋 田 圭 堂

奈良市菅原町596番地

長谷川 義 廣

奈良市三碓四丁目3番2号

大 畑 稔

奈良市東九条町252番地の3

谷 口 清 志

奈良市北之庄町394番地

山 中 浩

奈良市南永井町213番地

大 西 繁 實

奈良市水間町1102番地

須 川 章 夫

奈良市阪原町1725番地

中 田 清 文

奈良市南庄町358番地

辰 巳 貢

奈良市都祁白石町2979番地の2

吉 井 茂 次

奈良市荻町795番地

今 井 勝 美

奈良市菅原町517番地

吉 松 道 雄

奈良市針ヶ別所町1345番地

松 本 嘉 平

奈良市月ヶ瀬石打2718番地

小 川 正 一

奈良市六条西三丁目1番5号

高 杉 美根子

(平成28年7月22日揭示済)

**奈良市農業委員会告示第14号**

平成28年 7 月22日に開催した平成28年奈良市農業委員会  
7 月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地部会  
長及び農政部会長に選任した。

平成28年 7 月22日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫  
農地部会長 奈良市石木町274番地 今 中 初 雄  
農政部会長 奈良市阪原町1725番地 中 田 清 文  
(平成28年 7 月22日揭示済)

**奈良市農業委員会告示第15号**

平成28年 7 月22日に開催した平成28年奈良市農業委員会  
7 月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地副部  
会長及び農政副部会長に選任した。

平成28年 7 月22日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫  
農地副部会長 奈良市八島町250番地 今 里 勝 亮  
農政副部会長 奈良市都祁白石町2979番地の 2  
吉 井 茂 次  
(平成28年 7 月22日揭示済)

**奈良市農業委員会告示第16号**

奈良市農業委員会平成28年 8 月農政部会の会議を次のと  
おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭  
和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定  
により告示します。

平成28年 7 月29日

奈良市農業委員会  
農政部会長 中 田 清 文

- 1 日時  
平成28年 8 月 5 日（金） 午後 1 時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室
- 3 審議案件  
議案  
議案第 1 号 農政部会の活動について  
議案第 2 号 農地利用状況調査の実施について  
報告  
報告第 1 号 遊休農地解消モデル事業について  
報告第 2 号 なら農業委員会だより第62号の発行につ  
いて

(平成28年 7 月29日揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。